

法定点検等の実施

清掃等及びねずみ等の防除（P 1 / 2）

清掃等及びねずみ等の防除とは？

「建築物衛生法」や「人事院規則（事務所衛生基準規則）」には「清掃」や「ねずみ等」の害虫の駆除についても、規定がされており、施設保全責任者は、それらの**衛生環境の確保に必要な措置を行う必要**があります。



①具体的な内容は？

具体的な内容として概要的には、下表のようになります。

法令等	対象建築物	実施者の資格	実施内容の概略		実施の記録に関する規定
			清掃等	ねずみ等の防除	
建築物衛生法	建築物衛生法の 特定建築物に該当する建築物（事務庁舎の場合は3,000㎡以上）	不要	日常行うもののほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行う	ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、 六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずる	帳簿を備える必要がある
人事院規則	国の職員が勤務する 建築物全て				無し

※建築物衛生法に関しては、H15厚生労働省告示第119号「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」第五、第六に実施に関して細かく規定があります。

法定点検等の実施

清掃等及びねずみ等の防除（P 2 / 2）



実施にあたっての留意点など

- ・「**建築物衛生法**」対象の場合は、細かな技術上の規定がありますので、実施にあたっては、「建築物環境衛生管理技術者免状」を有する「**建築物環境衛生管理技術者**」と**相談の上、実施**しましょう。
- ・「**人事院規則**」は、細かな規定はありませんが、目的とする**職員の健康保持に対して、適切な衛生環境を維持できるよう**実施しましょう。
また、記録の規定はありませんが、実施した日付とねずみ等の調査の場合は、結果を残しましょう。
- ・ねずみ等の調査を職員で行う場合は、目視で行う調査に加えて、ねずみやゴキブリなどの害虫捕獲用の仕掛け（既製品）を設置し、それにより生息の有無を確認するなど方法を検討しましょう。



【関係する根拠法令等】

【建築物衛生法】

清掃等：法第4条第1項、施行令第2条第3号イ、規則第4条の5第1項、H15厚生労働省告示第119号第五

ねずみ：法第4条第1項、施行令第2条第3号ロ、規則第4条の5第2項、H15厚生労働省告示第119号第六

【人事院規則】人事院規則10-4 第15条、関連通知「人事院規則10-4（の運用について）」
事務所衛生基準規則第15条、労働安全衛生規則第619条



【保全実態調査（BIMMS-N）入力上の留意点など】

- ・国の職員が勤務する施設の場合は、点検等の対象は“ある”を選択して下さい。
（無人施設等で、勤務を行わない施設以外は、対象は“ある”となります。）